



# 設楽ダムの建設中止を求める会

会報第21号

<http://no-dam.net/index.html>

2011年3月

## 第5回総会報告

設楽ダムの中止を求める会第5回総会を2011年2月13日、豊橋市民文化会館第4会議室で開催しました。

この会場は2007年2月に第1回：設立総会を行ったところでもあります。4年間、東三河各地を廻り、再び原点に戻って来た、という意味深い総会となりました。「設楽ダム建設中止！名古屋の会」会員や「設楽ダム中止！愛知県民会議」賛同団体らが加わり100人収容の会場は満席となりました。中止を求める運動

の広がりや強まりを感じるとる集会でした。

第1部は大熊孝元新潟大学教授、現新潟県ダム検証委員会委員長を招いて公開記念講演「川の本質とこれからの治水のあり方 ～溢れることを受容する治水へ！」を行ないました。川の治水のあり方に貴重な示唆をいただきました。講演内容については、今後の裁判の証拠にする予定です。当日の様子が朝日新聞(2月15日付)に掲載されましたので以下に紹介します。

## 反設楽ダム集会 他県の事例紹介 朝日 2011年02月15日



「設楽ダムの建設中止を求める会」の総会が13日、愛知県豊橋市で開かれ、新潟大の大熊孝名誉教授(河川工学)が記念講演した＝写真。大熊さんは、新潟県の県ダム検証委の委員長。現在、4ダム計画のうち三つは河川改修など代替案の方が安上がりなどとして中止の方向で検討していることなど新しい治水方法を紹介した。

大熊さんは、国の豊川水系整備の基本方針を「達成不可能な絵に描いたモチ」と批判した。愛知県新城市の基準地点で150年に一度、毎秒7100立方メートルもの大洪水を想定し、このうち4100立方メートルは改修した河川で受け入れ、残り3千立方メートルはダムなど上流の施設で受け止める国の方針だが、施設対応も設楽ダムの千立方メートル以外は、計画もない。「堤防に鉄板を入れたり薬剤を入れたりして補強し、水があふれても壊れないようにした方が安いし、被害も確実に減らせるだろう」と説いた。

総会では、愛知県知事選で当選した大村秀章氏が、設楽ダムについて「(国の再検証で)多くの関係者の意見を聴くべきだ」と注文していたことを報告。大村氏や、統一地方選の候補者に対し、働きかけることを決めた。(伊藤智章)

(なお、大熊先生から、「僕は鉄板を入れる方法は推奨していない」とのコメントがありました。)

みなさまへ

講演会と総会にご協力いただきましてありがとうございました。

さすがに丸4年の裁判闘争、疲れが出てきますが、事業中止に向けていよいよ佳境に入って行きます。

大熊先生の講演では、川との付き合い方をどのように考えるべきか、たくさんの示唆を得ることができました。

山本さんの、食品業界等への粘り強い働きかけが大きくなうねりを起こしたという報告に、力を得ました。

当面は、弁護団とともに蓄積してきたこれまでの成果を、しっかりと会員みんなのものし、さらに、広く市民に広げる勉強会を重ねて行きたいと思えます。

「ダムを見直そうとする知事を孤立させない」という意気込みで、ここ数ヶ月の国の「ダム検証」に対応して取り組もうではありませんか。

代表 市野和夫

## 1、2010年・第4回総会以降の活動報告（2010.01.25～2011.02.12）

### ①、設楽ダム住民訴訟への取り組み

- ・ 2010年3月10日に結審、6月30日判決が言い渡されました。判決は棄却。「(県の過大な水道用水の需要予測について)実際の需要量は県の想定量に達しない可能性が相当高い」としながら、「設楽ダム基本計画については、それが著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するという事はできず」という不当な判決でした。当日「設楽ダム公金支出差止請求事件不当判決に関する声明」を発表しました。
- ・ 裁判報告会を7月3日:豊川勤労福祉会館第2会議室、7月31日:田口特産物振興センターにおいて開催しました。
- ・ 7月13日、名古屋高裁に原告139人で控訴しました。
- ・ 10月28日、第1回控訴審が開かれました。133ページに及ぶ控訴理由書(第一準備書)を提出、樽井直樹訴訟代理人弁護士と原告太田恒久さんが意見陳述しました。
- ・ 裁判長に現地視察を要請する2000通のハガキ送付行動を起こしました。
- ・ 2011年2月9日第2回控訴審が開かれました。現地検証申し立て、および神野地区排水機場の調査囑託申し立て(訂正)、および第二準備書面(ダムサイト地盤問題)を出しました。  
※ 第2回控訴審では市野和夫代表が意見陳述しました。(5ページに掲載)

### ②、立木トラストへの取り組み

- ・ 09年3月に始められ立木トラスト運動は1年を迎えました。これを記念して6月5日～6日、立木トラスト運動設立1周年記念会を設楽町添沢温泉雲泉閣「山の家」で開催しました。地権者を交えた交流会及び2日目のトラスト立木に名札をつけるイベントへの参加者は延べ100人でした。
- ・ トラスト立木の名札付け作業を11月14日に行い、現在のトラスト参加者分の名札付けは完了しております。
- ・ 立木トラスト運動への参加者は現在(2011.02.13)2,610人です。

### ③、愛知県民運動を設立

- ・ 2011年の、愛知県知事選を皮切りに統一地方選挙の年を迎えるにあたり、設楽ダム建設中止の世論を全県に高めることを目的として9月19日に「設楽ダム中止!愛知県民会議」(会場:ウインクあいち)を設立しました。23団体が賛同団体になりました。
- ・ 第1回の行動を、10月8日愛知県庁前で「COP10開催地の市政・県政を問う&設楽ダム建設中止を求める」チラシ配布を午前8時より午後4時の間行いました。終了後、知事に申し入れ書を提出しました。
- ・ 12月22日愛知県知事選各候補者に、設楽ダム事業に対する考えについて公開アンケートを行いました。5人全員の候補者から回答が届き、2011.1月7日に記者発表を行いました。(中日、毎日などが掲載)。またアンケート結果と「立ち止まる勇気-私たちの提案」を設楽町全戸、愛知県民会議協賛団体、各地で開催された候補者討論会等で5000枚を配布しました。

### ④、ダム再検証への取り組み

- ・ 10月28日、国土交通省中部地方整備局に「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に則り「関係住民の意見を聴く」よう申入書を提出しました。
- ・ 11月26日、国土交通省中部地方整備局により設楽ダム検証の第1回会合「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が開かれました。推進派の設楽町長、下流域五市首長のみを委員とした会合でした。この会合に対しては終了後直ちに抗議文を提出しました。

### ⑤、アースデイの取り組み、他団体との交流など

- ・ 4月17,18日の東京アースデイに出展し、設楽ダム問題を訴えました。また立木トラストの広報も行いました。名古屋と豊橋から6名の会員が担当しました。また、旧名倉中学でも同じ日にアースデイ奥三河が開催され、そこでは地元の会員らによって設楽ダムのトーク、紙芝居が行われました。立木トラスト運動への参加を訴えました。
- ・ 5月10日公共事業見直し全国集会(水源連呼びかけ)参議院議員会館
- ・ 8月17日愛知県知事に設楽ダム中止要請(いっせい行動・市野)

- ・ 10月2～3日水源連北海道大会(伊奈)
- ・ 12月25～26日 忘年会開催(新城市赤引温泉) 大野頭首工及び近辺の視察を及び地元市議員との交流(参加会員21名)

## ⑥、COP10への取組み

- ・ 10月11日～29日間、愛知県、名古屋市は生物多様性条約締約国会議(COP10)を開催しました。会場となった名古屋国際会議場前の白鳥会場に複数の団体と「生命流域の再生」という共通のテーマでブースを出し、設楽ダム中止の必要性を訴えました。また、他団体主催のイベントで市野代表が設楽ダムの報告を行いました。
- ・ 設楽から、徳山から、名古屋のCOP10会場を目指す、「いまじんウォーク」という行進が、市民の手による実行委員会が結成され、行なわれました。当会では10月11日旧田口駅から新城出沢(すざわ)までと12日の出沢から豊川までの2コースを会員の自由参加で担当し参加しました。

## ⑦、豊川水系スタディツアーの開催、講演会等

- ・ 市野代表を案内人とした豊川水系スタディツアー(当会は後援)が8月4、11、27、28日、および9月26日に開催されました。
- ・ その他現地視察案内/4月2日愛知県内業者婦人団体、9月22日新日本婦人の会愛知県本部、10月10日みんなの党、11月7日学際交流研究集会、13日JSA愛知支部、21日消団連(名古屋)、12月12日新日本婦人の会豊田支部、12月16日日本共産党、12月 みんなの党、など。
- ・ 設楽ダム問題の講演・学習会講師など/8月1日中部空港ネット総会、12月16日豊川市職ランチャタイム学習会、12月 設楽ダムフォーラム「市民団体 STA なみだの分かち合い」主催  
2011.1月9日新婦人北支部学習会など



## 2、今後の課題と活動方針 (※以下7項目が承認されました)

- ① 国の設楽ダム再検証任せにせず、市民の側からダムが不要なことを、具体的な証拠を挙げて示していく。「市民による再検証」をわかりやすいイベントにしたてて行う。
- ② 立木トラスト参加者5000人を目標(現在2700人)とする。
- ③ 立木トラスト運動と具体的な地域おこしの取り組みを結びつけるように工夫する。
- ④ 議会に働きかけていく。議員に設楽ダム事業中止の必要性について理解してもらうことが必須。そのための学習会を(特に新人候補を対象として)愛知県全域に開く。  
(3月13日(日)午後6時より豊橋市民文化会館リハーサル室にて第1回学習会を開催。)
- ⑤ 6月1日の第三回期日に向けて、弁護団と協力して控訴審の勝訴に向けて取り組む。
- ⑥ 県民運動を盛り上げていく。
- ⑦ 東三河の山、川、里、海の自然環境を保全・再生するプランを住民参加で創る取り組み

## 3、役員交代について(※承認されました)

「副代表」を松倉源造さんから伊奈紘さんにバトンタッチしました。

松倉源造さんはこれまで中止求める運動において、論陣を張ってリードしてきてくださいましたが、体調不良のため交代することになりました。これからは当会顧問として協力していただきます。

当日出された意見、など



アースデイ東京に参加するか否かを再考する必要がある。効果があまりないのでは。(答:検討することになりました。)

- ・ 愛知県民会議ではネコギギバッジやTシャツを作成して販売する。資金カンパをお願いしたい。(答:当会場にて参加者にカンパをお願いしたところ1万円を超えるカンパが集まりました。)
- ・ 2月15日に国土交通省中部地方整備局の設楽ダム検証の第2回会合「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が開かれるが何か案内があるのか。(答:全くありません。なるべく県民には報せないようやっているとします。今後強い姿勢で対応して行く必要があると捉えております。)

この国土交通省中部地方整備局による設楽ダム検証の第2回会合「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」については前号にもお知らせしましたように全くの茶番。ダムありきの場であることは見え見えでアリバイ作りの場でしかないのは明らかです。2月15日の討論会について、前述の朝日新聞伊藤智章記者が16日付で載せているので紹介します。当会も早急に対策を考えなければなりません。

## 設楽ダム検討会 代替案に失望の声も

2011年02月16日

### ●中部地方整備局提出 堤防抜本強化 対象外

豊橋市で15日開かれた設楽ダムの検討の場で国土交通省中部地方整備局から膨大なダム代替案が示されたが、コスト、工期とも現行のダム案に勝る案は一つもなかった。本省が例示した「決壊しない堤防」など堤防の抜本強化案は「調査研究段階であり、効果を見込むのが困難」と対象外。傍聴のダム反対の市民グループから失望の声が漏れた。整備局は資料を公開し、3月18日までパブリックコメントを募集する。

現行計画の治水案は、ダムと河道掘削、樹木伐採、堤防が切れていて洪水を農地などに逃がす霞堤(かすみ)4カ所のうち三つを残すもの。コストは1200億円、工期は約20年。

代替案は河道掘削を強化したり、遊水池をもうけたり、堤防を移動させたり、水田で一時的に洪水を貯留したり、といった方法を組み合わせる。現行と同じ69年の洪水に耐える安全度が目標だ。24案中4案で1200億円台の可能性を示したが、ほかは数百億円から1千億円以上高い。

工期は不確定か、約30年。ダムも、反対グループがトラスト運動などを行っているが、整備局は「地元と補償基準を妥結しており、20年以内の完成が見込める」とした。

ダムのもう一つの目的である利水と流水の正常な機能の維持についての代替案は、宇連ダムや大島ダムのかさ上げ、海水淡水化、ため池設置などの方法を組み合わせた。

出席した委員から「遊水池といっても優良農地をつぶすことに地権者の了解は得にくい」(豊川市)などと難点を示す意見が次々に出された。

傍聴していた設楽ダムの建設中止を求める会の市野和夫代表は「ダムや河道掘削では、想定以上の洪水がきたら住民を守れない。壊れにくい堤防に強化するのがもっと安上がりで安全度も上がる。基本的な治水の議論をせず、形だけの比較をしても意味がない」と話した。(伊藤智章)

※構成員は愛知県副知事、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市の各市長、設楽町町長、中部地方整備局局長 富田英治、河川部長 山根尚之。「関連する住民の意見を聞くこと」とする政府のお達は無視された構成員です。



中部地整が、設楽ダム検証の意見募集(パブリックコメント)を2月17日から3月18日までの1ヶ月間行っています。 [http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam\\_kentou/index.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/index.htm)

これもアリバイ作りでしかなく、まともに意見を取り上げるとは考えられませんが・・・

当会ではあらゆる場に意見を述べていく姿勢はとりたいたいと思います。簡単なサンプルを当会ホームページに掲載しますのでご利用ください。

### 大村新知事

は、知事選に向けて当会が行なったアンケートで次のように回答しています。

質問: 現在行われている設楽ダムの「再検証」について、貴候補は、どのようにお考えですか。

回答: 中部整備局による「再検証」に加え、多くの関係者の意見を聞く機会を設けるべき。

質問: 設楽ダム建設による日本一アサリがわく六条潟・三河湾への環境悪化が懸念されており、環境影響調査が必要だと考えますが、貴候補は、どのようにお考えですか。以下の事項を選択・回答してください。

- 1、設楽ダムと六条潟の環境悪化の関係性は薄いので、あらためて環境影響調査は必要ない。
- 2、設楽ダム建設による六条潟への影響について調査をすべきである。
- 3、その他

回答: 2

## 控 訴 人 意 見 陳 述

2011年2月9日 控訴人 市野 和夫

### 1. はじめに

私はちょうど65歳を迎えたところです。豊川の中流域の農村地帯で生まれ育ったので、かつての流域の里山、川、干潟を体験し、豊かであった流域の環境を記憶しております。生き物で満ちていたその頃と比較して、現在の豊川や三河湾の環境、生物の状況は、惨憺たるものです。劣化した環境をこのまま次の世代に引き継いではならない、まして設楽ダムによってさらに悪化させてはならないと考えて、この訴訟に参加しています。

### 2. 環境保全、生物多様性保全の義務

さて、一審判決は、設楽ダムの建設が著しい環境破壊を惹き起こす事業で不法なものであることを指摘した原告の主張に対して、「…、これら原告らの主張は、環境影響評価の方法や評価の内容についての当不当の意見をいうものであるか、又は、環境保全の観点から設楽ダムの建設の是非についての意見をいうものにすぎず、…」と退けました。

しかしながら、これは全く不当な判断であります。1993年に制定された環境基本法は、第1条(目的)において、環境保全が、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」としていることから明らかなように、環境保全の課題は、憲法25条に基礎を置く国民の基本的な生存権にかかわる重要事項であります。2008年に制定された生物多様性基本法は、第1条(目的)において、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の責務を明らかにするとともに、…、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与する」として、国の環境保全・生物多様性保全の責務と基本施策を定め、地方公共団体についても同様の定めをしています。

### 3. 環境保全・生物多様性保全の義務を果たさない愛知県

豊川水系では、過去の豊川用水および豊川総合用水事業のための水源ダム開発の影響で、宇連川の全川で河川環境の著しい荒廃が生じています。寒狭川(宇連川との合流点の長篠より上流の豊川)においても、新城市の布里地点から下流では、砂利採取と寒狭川頭首工などの堰による影響で、河川生態系は影響を受けています。豊川用水の開発は愛知県と農林水産省(現農水省)の事業であり、寒狭川頭首工・導水路も豊川総合用水事業の施設の一つとして造られました。寒狭川の布里地点における砂利採取は愛知県の許可の下で業者が行っています。砂利の流下がほとんどなくなり、また、取水によって水量が減った結果、豊川の中下流部においても、河川生態系の劣化は著しく、アユの棲息や産卵条件が悪化の一途をたどっています。

さらに、豊川が流れ込む渥美湾の奥部でも、1960年代後半以降に愛知県が進めてきた港湾・工業用地のための浚渫と埋め立てによって干潟や藻場のほとんどが失われて自然の浄化の仕組みが壊された結果、汚濁が進み、貧酸素水塊の発達とその湧き上がりである苦潮(青潮)によって生物多様性が著しく損なわれています。豊川からの河川水の流入が減ったことも汚濁に拍車をかけました。かつての前芝の漁民の言葉を借りて言えば、「ハマグリが獲れ、アサリなどは船が沈みそうになるほど獲れ、ワタリガニやズガニも船に半分ほどは獲れた夢のような宝の海」であったものが、今ではハマグリは絶滅し、アサリの稚貝は毎年発生するけれども、成貝になるまで育ちません。例えば、平成20年9月19日に沿岸を通過した台風13号の強風で発生した苦潮で、六条潟の約5000トンのアサリ稚貝が全滅したことが愛知水試によって明らかにされています。まさに瀕死の海となっており、これ以上の負荷をかけるべきではありません。

### 4. 設楽ダム建設による環境破壊の上積みは止めるべき

国や地方公共団体が、環境保全や生物多様性保全に注意を怠ったまま、長年にわたって漫然と開発事業を続

けてきた結果が「山川海の崩壊」という惨状を生み出したのです。設楽ダム建設事業を実施すれば、いっそうの環境破壊、生物多様性の破壊を惹き起こし、上積みすることは間違いありません。

つまり、設楽ダムを造ることは、流域の豊かな自然環境と生物多様性を損なって、愛知県民、豊川水系住民が、将来にわたって健康で文化的な生活を続けていくための基盤・条件を奪うことになります。これ以上、環境破壊的な「公共」事業を続けて、環境と財政の二重の悪化というつけを将来世代に渡すことは絶対に許されません。裁判所は、過去の国や県の公共事業がかけがえのない自然環境を破壊してきた現場と、設楽ダム建設によって破壊されようとしている、多様で貴重な生物種が棲む豊かな奥三河の現地を実際に訪れて検証し、判断していただきますよう、心から要請いたします。

以上

## インフォメーション

○今回控訴審原告の方には控訴理由書を同封しました。(すでに裁判所等でお持ち帰りいただいた方は除く) 会員のみの方で、ご希望の方にはお送りしますので事務局(奥宮)までお知らせください。なおホームページには掲載されていますので、ホームページから印刷することができます。控訴理由書で下表の誤りがありましたので訂正をお願いします。(ホームページのものは訂正済みです。)

### 設楽ダム控訴審 第一準備書面(控訴理由書) (正誤表)

ページ(行)	誤	正
60(14)	稼働内樹木	河道内樹木
61(7)	氾濫原において	氾濫原において
68(19)	豊川水系河川整備基本計画	豊川水系河川整備基本方針
71(20)	豊川水系河川整備基本計画	豊川水系河川整備計画
73(5)	帰られ	変えられ
73(17)	流すことも	流すことも
75(27)	基礎となる実を	基礎となる事実を
117(2)	とおりです。	とおりである。

- 総会で決まりました「議員に設楽ダム事業中止の必要性について理解してもらおう学習会」を別紙のように開催します。ぜひみなさまのお近くで立候補される方がいましたら出席していただくよう声かけをお願いします。立候補者に限らず、一般市民の方もぜひ参加してください。設楽ダム事業が、私たちの生活に大きく関わっていること、だから選挙の争点にならなくてはならないことを理解していただきたいと思っています。ご協力をお願いします。
- 振込用紙を同封しました。年度が替わりましたので会費納入をお願いします。既に納入していただいた方にも振込用紙は同封してあります。カンパ等にご利用ください。

## 次回 口頭弁論期日は2011.6月1日(水) 11:30~

名古屋高等裁判所(これまでと同じ法廷)で開かれます。



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://no-dam.net/>

代表 市野和夫 [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp)

事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3

TEL & fax 0532-54-7305 [okumiya@xj.commufa.jp](mailto:okumiya@xj.commufa.jp)

郵便振替の口座番号:00870-1-134146 加入者名:設楽ダムの建設中止を求める会  
会費は年額2000円です。他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番089(ゼロハチキュウ店) 当座0134146】